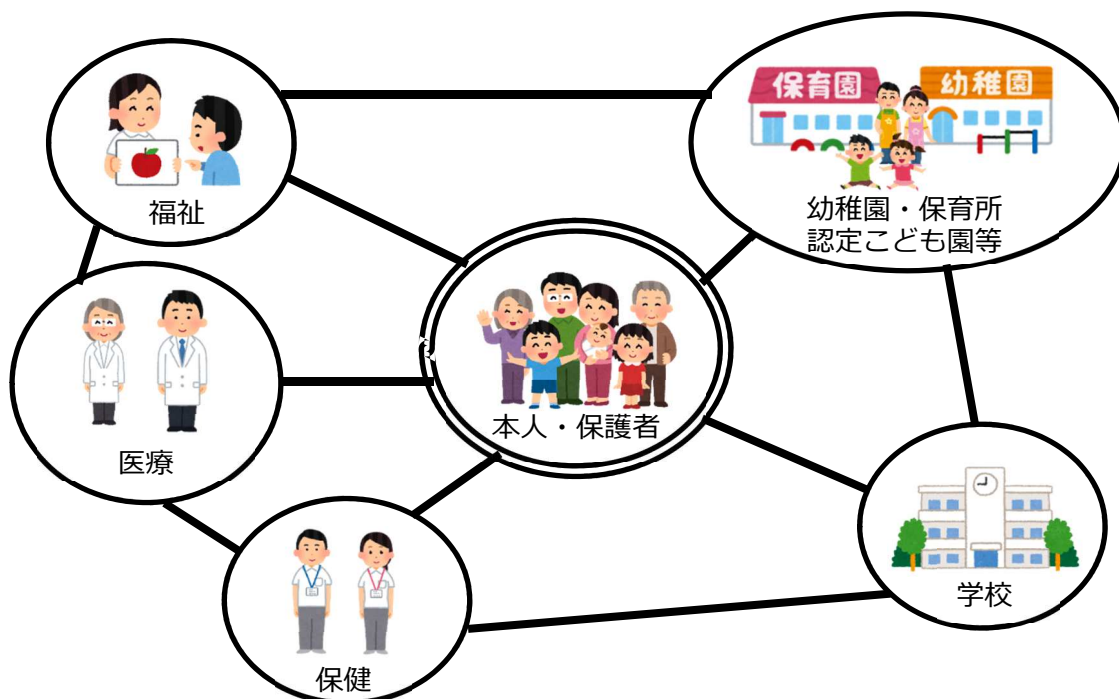


## (2) 早期からの教育相談・支援

### (a) 早期からの教育相談・支援について

障がいのある子どもに対し、その障がいを早期に把握し、早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられるとともに、障がいのある子どもを支える家族に対する支援という側面からも、大きな意義があります。

教育委員会と福祉部局とが早期から連携して子どもの発達支援や子育て支援の施策を行うことで、支援の担い手を多層的にすることが重要になります。



### (b) 乳幼児期に関わる主な関係機関

分野	関係機関
一般的な子育て施設	幼稚園、保育所、認定こども園
医療	医療機関
保健	市町村保健センター（保健福祉センター）
福祉	児童相談所、福祉事務所（保健福祉事務所）、発達障害者支援センター 相談支援事業所、児童発達支援事業所、児童発達支援センター 福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設 等
教育	市町村教育委員会、小学校（義務教育学校前期課程）、特別支援学校 教育センター、特別支援教育センター 等



支援者は、互いの窓口を明確にすることで連携を容易にしたり、関係機関が集う協議会を活用して意識的に情報共有を行ったりするなど、教育と福祉等の効果的かつ効率的な連携体制を構築し、担当者同士の信頼関係を築くことが重要です。